

訴 状

平成20年2月12日

札幌簡易裁判所 御 中

〒063

原 告

〒062-0903 札幌市豊平区豊平3条8丁目1番26号

ヌーベルアーバンシティ

司法書士坂東守事務所 (送達場所)

原告訴訟代理人 司法書士 坂 東 守

電 話 011-814-5696

F A X 011-814-5691

〒062-

被 告

自動車移転登録手続請求事件

訴訟物の価額 金1,302,300円

貼用印紙額 金11,400円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙自動車目録記載の自動車について、移転登録手続をせよ。
 - 2 被告は、原告に対し、別紙自動車目録記載の自動車について、自動車検査証の所有権変更記入申請手続きをせよ
 - 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに第3項についての仮執行の宣言を求める。

請求の原因

- 1 被告は原告に対し、平成17年10月10日、別紙自動車目録記載中古自動車1台（以下「本件自動車」という）（甲1）を代金1,302,300円にて売渡し、原告はこれを買受けた。（以下「本件売買契約」という。）（甲2）
- 2 同日原告は訴外株式会社（以下 という）に対し本件自動車の売買代金のローンを申し込み（甲3）同年10月20日ジャックスはこれを承諾し同年10月30日被告は代金全額を受領し原告は本件自動車の引渡しをうけた。
- 3 原告は、平成19年12月26日前項ローン代金を全額弁済し、完全な所有権を取得した。
- 4 しかるに被告は、原告に対し、本件自動車の移転登録手続きをしない。
- 5 自動車については、登録制度のほかに道路運送の安全確保を目的とした自動車検査制度（車検制度）があり、両制度が相まって運用されている。そのため、所有権移転登録手続きを行う場合には、自動車検査証の所有権変更記入申請手続きも当然に付随して行わなければならないところ（道路運送車両法67条）、北海道運輸局札幌運輸支局は両制度の一体性から、判決の主文に「自動車検査証の所有権変更記入申請手続きをせよ」という一文の追加を求める姿勢である。そのため、原告は請求の趣旨第2項の判決を求めるものである。
- 6 よって、原告は被告に対し、本件自動車の移転登録手続き及び自動車検査証の所有権変更記入申請手続きを求める。

証 拠 方 法

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 甲第1号証 | 自動車検査証 |
| 2 | 甲第2号証 | 注文書 |
| 3 | 甲第3号証 | オートローン申込書 |
| 4 | 甲第4号証 | ご契約終了通知書 |
| 5 | 甲第5号証 | 自動車免許証 |

附 属 書 類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 甲第1号証写 | 各1通 |
| 2 | 訴状副本 | 1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |

自動車目録

自動車登録番号	札幌
登録年月日	平成18年5月24日
初年度登録	平成11年7月
自動車の種別	小型
用途	乗用
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	ステーションワゴン
車名	
型式	GF-SR50G
所有者の氏名	
所有者の住所	
使用者の氏名	
使用者の住所	